

地発0311第4号
基総発0311第1号
職総発0311第1号
雇均総発0311第1号
開総発0311第1号
令和2年3月11日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省
大臣官房地方課長
労働基準局総務課長
職業安定局総務課長
雇用環境・均等局総務課長
人材開発統括官付参事官（人材開発総務担当）

新型コロナウイルス感染症防止等のための対応について

標記について、以下の取組を実施することとしたので、職員に周知徹底し、新型コロナウイルス感染症の感染防止等に一層努められたい。

記

- 1 窓口業務等における留意点としては、令和2年2月26日付け地発0226第1号に従い、手洗い、咳エチケット等の一般感染症対策をあらためて徹底すること。発熱等の風邪症状が見られる職員の休暇取得を勧奨すること。また、テレワークや時差出勤等を推進すること。
来庁者への対応としては、アルコール消毒液を設置して使用を勧奨することや特設HPに掲載されている啓発ポスター等を印刷・掲示することによる新型コロナウイルス感染症対策等に関する情報提供に努めること。
- 2 都道府県労働局、労働基準監督署及びハローワーク（以下「労働局等」という。）主催の説明会等（少人数での打合せ等を除く局内の各種会議も含む。）については、緊急やむを得ないものを除き、3月31日までの間には行わないこと。
この場合、説明会資料の動画配信ホームページ掲載及び説明会等参加予定者に対する資料配付、局内ではWEB会議等の何らかの代替措置を工夫すること。

- 3 労働局等における申請、届出、報告書等（以下「申請書等」という。）の受理にあたっては、事業者、労働者等に対し、電子申請及び郵送での申請等が可能であることを広く呼びかけること。また、これらについて、報道発表などあらゆる機会を通じて周知すること。特に、配送等関係者の移動を伴わない、在宅勤務でも実施可能な電子申請の利用を勧奨すること。

- 4 なお、3月31日までの間は、申請書等の内容確認等で、通常、申請者等の来庁を求めて行うものについても、電話照会など来庁を求めない方法で行うことを原則とし、例外的に来庁を求める場合には、その必要性を十分慎重に判断すること。